

山梨県公報

号外第二十号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

教育委員会

- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立高等学校の規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則……………三
- 庁中処務細則等の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………四
- 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………五
- 教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令……………五

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「所長、課長」の下に「、室長」を、「部長」の下に「、七

ンター長」を、「、課長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、同項第三号中「、少人数教育推進監、ICT教育推進監」を削り、「義務教育指導監」を「少人数・義務教育指導監」に改める。

別表第一県教育委員会事務局事務職員の項中「次長、課長」の下に「、室長」を、「、課長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、「、少人数教育推進監、ICT教育推進監」を削り、「義務教育指導監」を「少人数・義務教育指導監」に改め、同表県総合教育センター事務職員の項中「部長」の下に「、センター長」を加える。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「部」の下に「、センター」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「部」の下に「及びセンター」を加え、同項第三号中「相談支援部」を「相談支援センター」に改め、同条第三項中「部」の下に「、センター」を加える。

別表中「部課名」を「部、センター及び課の名称」に改め、同表相談支援部の項中「相談支援部」を「相談支援センター」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 市町村教育支援センターの支援に関する事。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「高校改革・特別支援教育課」を「特別支援教育・児童生徒支援課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(課内室)

第四条の二 前条に規定する課のうち、総務課に教育企画室(第二十二條及び第二十四條において「課内室」という。)を置く。

第五条第一号中「総合的な計画、調査及び企画」を「進行管理」に改め、同条第二号中「企画、調査並びに」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 教育委員会会議及び総合教育会議に関する事。

第五条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条の次に次の一条を加える。

(教育企画室)

第五条の二 教育企画室においては、次の事務を所掌する。

- 一 教育行政に関する基本的事項の総合的な計画、調査及び企画に関する事。
- 二 重点施策及び主要事業の企画、調査並びに調整に関する事。

- 三 教育委員会の会議（第五条第五項に規定する会議を除く。）に關すること。
- 四 教育に關する広聴及び広報に關すること。
- 五 教育に關する調査統計及び資料収集に關すること。
- 六 防災及び防疫に關すること。
- 七 県立高等学校等の教育改革に關する調査及び企画に關すること。
- 八 定時制教育及び通信制教育の総合計画に關すること。
- 九 学校教育法第四条の規定により県教育委員会が認可する学校（幼稚園を除く。）の設置及び廃止に關すること。
- 十 県立高等学校等の生徒の就学調査に關すること。
- 十一 県立高等学校等の入学者選抜のための制度に關すること。
- 十二 山梨県高等学校審議会に關すること。
- 十三 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条の規定に基づく重大事態に係る調査等の対処に關すること。
- 第八条第一号中「学校教育（」の下に「特別支援教育・児童生徒支援課及び」を加え、同条第二号中「、生徒指導」を削り、同条第十九号を削る。
- 第九条第一号中「学校教育（」の下に「特別支援教育・児童生徒支援課及び」を加え、同条第二号中「、生徒指導」を削り、同条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同条の次に次の二号を加える。
- 十九 産業教育の総合計画に關すること。
- 二十 山梨県地方産業教育審議会に關すること。
- 第十条を次のように改める。
- （特別支援教育・児童生徒支援課）
- 第十条 特別支援教育・児童生徒支援課においては、次の事務を所掌する。
- 一 県立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に關すること。
- 二 県立特別支援学校の学校教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）の指導に關すること。
- 三 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、安全指導及び進路指導に關すること。
- 四 県立特別支援学校の教育職員の研修に關すること。
- 五 県立特別支援学校の教育職員の認定講習に關すること。
- 六 市町村の設置する小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導に關すること。
- 七 県立特別支援学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に關すること。
- 八 県立特別支援学校の教科用図書の採択に關すること。

- 九 障害児の就学に關すること。
- 十 県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に關すること。
- 十一 県立特別支援学校の学校行事の承認及び届出に關すること。
- 十二 県立特別支援学校に係る教育研究団体に關すること。
- 十三 山梨県教育支援委員会に關すること。
- 十四 山梨県特別支援教育振興審議会に關すること。
- 十五 義務教育学校及び県立学校の生徒指導に關すること。
- 十六 山梨県いじめ問題対策連絡協議会に關すること。
- 十七 山梨県立学校いじめ問題対策委員会に關すること（第五条の第二十四号に規定する事務を除く。）。
- 十八 義務教育学校及び県立学校におけるいじめ、不登校及びヤングケアラーに關すること。
- 十九 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに關すること。
- 二十 様々な心身の育成に關すること。
- 二十一 多様な学びの調査及び検討に關すること。
- 第二十条第一項中「課長」の下に「（課に置かれる室の室長を含む。以下同じ。）」を加える。
- 第二十一条第二項中「、ICT教育推進監、働き方改革推進監」及び「、政策企画監」を削る。
- 第二十二条第二項中「課」の下に「又は課内室」を、「必要に応じ」の下に「、働き方改革推進監、政策企画監」を加え、「、少人数教育推進監」を削り、「義務教育指導監」を「少人数・義務教育指導監」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次のように加える。
- 2 課内室に室長を置き、必要に応じ室長補佐、主幹、副主幹、主査又は副主査を置く。
- 第二十四条及び第二十五条中「課」の下に「、課内室」を加える。
- （山梨県附属機関の設置に關する条例施行規則の一部改正）
- 第四条 山梨県附属機関の設置に關する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
- 第十一条の表山梨県高等学校審議会の項中「高校改革・特別支援教育課」を「総務課教育企画室」に改め、同表山梨県特別支援教育振興審議会の項中「高校改革・特別支援教育課」を「特別支援教育・児童生徒支援課」に改め、同表山梨県地方産業教育審議会の項中「高校改革・特別支援教育課」を「高校教育課」に改める。
- （山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第五条 山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する課長」の下に「及び組織規則第二十二條第二項に規定する室長」を加え、同条第五号中「及び課長補佐」の下に「並びに組織規則第二十二條第二項に規定する室長補佐」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県教育庁組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県教育庁組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

別表第一山梨県立増穂商業高等学校の項、山梨県立市川高等学校の項及び山梨県立峡南高等学校の項を削り、同表山梨県立身延高等学校の項中「全日制」を「全日制（単位制）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立増穂商業高等学校の商業科及び情報処理科、山梨県立市川高等学校の普通科及び英語科並びに山梨県立峡南高等学校の電子機械科及び土木システム科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則の規定にかかわらず、令和四年三月三十一

日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則（昭和四十八年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は山梨県立愛宕山少年自然の家」を削る。

別記様式中「**ハヤ**」を「**ハヤ**」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則（昭和六十二年山梨県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館

庁中処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

庁中処務細則等の一部を改正する訓令

(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則(昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中「課長」の下に「(課に置かれる室の室長を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条第一項中「総括課長補佐」の下に「及び課に置かれる室の室長補佐」を、「課長を助け、課」の下に「(課に置かれる室を含む。以下同じ。)」を加える。

第五十九条中「課員」の下に「(課に置かれる室の室員を含む。)」を加える。
(山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「課長」の下に「又は室長」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 本庁の室長の印 当該室長

第六条第一項中「本庁の課」の下に「及び室」を加える。

第六条第二項中「本庁の課長」の下に「、室長」を加える。

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第三条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「課」の下に「、室」を加える。

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第四条 山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第四条」の下に「及び第四条の二」を、「規定する課」の下に「及び課内室」を加える。

別表第一の一の表中「高校改革・特別支援教育課」を「特別支援教育・児童生徒支

援課」に、「教改特」を「教特児」に、「保健体育課一教保体」を「保健体育課一教保体」に改める。
「保健体育課一教保体」に改める。

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部改正)

第五条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程(令和二年山梨県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表中四の項を削り、五の項を四の項とする。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁中一般
県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会
教育長 三 井 孝 夫

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中14の項及び15の項を削り、16の項を14の項とし、17の項を削り、18の項を15の項とし、19の項から41の項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立増穂商業高等学校、山梨県立市川高等学校及び山梨県立峡南高等学校の行政文書の記号については、この訓令による改正後の山梨県立学校処務規程の規定にかかわらず、当該高等学校が存続する間は、なお従前の例による。

(行政文書の引継ぎ)

3 廃止前の山梨県立増穂商業高等学校、山梨県立市川高等学校及び山梨県立峡南高等

学校の校長が保存する行政文書については、他の法令、条例、規則等に規定するものを除き、当該高等学校の廃止の日において、山梨県立青洲高等学校の校長に引き継ぐものとする。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「課長印」を「課長印
室長印」に改める。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校
県 立 学 校
県 立 学 校

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令

（教育次長等専決規程の一部改正）

第一条 教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の

一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する課長」の下に「及び組織規則第二十二條第二項に規定する室長」を加える。

第二条第二号中「（次号に規定する担当課長補佐を除く。）」の下に「及び組織規

則第二十二條第二項に規定する室長補佐（次号に規定する担当課長補佐を除く。）」を加える。

第二条第三号中「規定する課長補佐」の下に「及び組織規則第二十二條第二項に規定する室長補佐」を加える。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「規定する課」の下に「及び組織規則第四条の二に規定する課内室」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組織規則第四条の二に規定する課内室で、課長補佐を置かない課内室にあつては課長補佐の専決は課長が行う。

第四条第一号中「、ICT教育推進監、働き方改革推進監」を削る。

（児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正）

第二条 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「本庁の課」の下に「（課内室を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番